

令和5年度 札幌市一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）募集要項

※ 補助金額については現時点での予定額であり、今後、変更となる可能性があります。

1 一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）とは

(1) 事業の目的

札幌市が定める基準を満たした幼稚園及び認定こども園において、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かることで、安心して子育てできる環境を整備するとともに、児童の福祉の向上及び喫緊の課題である待機児童の解消に繋げることを目的とします。

(2) 事業の概要

事業開始日時点で、札幌市が独自に定める基準を満たす幼稚園及び認定こども園を「一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）」（以下「一時預かり」という。）の実施施設として認定し、運営費の一部を補助します。

(3) 事業の対象施設

幼稚園または認定こども園

(4) 対象児童

補助対象児童は、以下の要件をいずれも満たすものとします。

ア 保育所等（※）に在籍していないこと

※市内の認可保育施設及び幼稚園。ただし、以下の場合を除きます。

- ・他施設併用可能な幼稚園（一時預かり事業（幼稚園型）を実施していない幼稚園、預かり保育の年間開所日数が200日未満または開所時間が1日8時間未満の幼稚園）に通っている児童が一時預かりを利用する場合
- ・児童が通う幼稚園が定める休園日等に預かり保育を利用できず、一時預かりを利用する場合

イ 次表のいずれかの区分に該当し、家庭において保育を受けることが困難であること

児童区分	対象となる児童
就労等による保育児童	保護者の短時間・断続的労働、職業訓練・就学等により、家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
緊急保育児童	保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
私的理由による保育児童	保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童

2 事業の実施要件について

(1) 開所時間

午前 8 時から午後 6 時を含む 10 時間以上とします。

ただし、市から補助を受けずに非在園児に対する一時預かり事業を実施している施設が新たに本事業を実施する場合、または保育所が認定こども園へ移行し、新たに本事業を実施する場合は、事業開始年度から 2 年度間に限って、午前 8 時から午後 6 時のうち 8 時間以上とすることができます。

(2) 休園日

土曜日、日曜日、祝・休日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで、その他各園が独自に定める休園日として 1 年度につき 5 日間まで（長期休業中に職員研修を実施する等特段の事情により休園する場合は更に 5 日間まで）とします。ただし、休園日に開所することを妨げるものではありません。

なお、従前の私学助成補助等を受けて預かり保育を実施していた場合は、原則として当該預かり保育の実施日数を下回らない範囲において、市長と協議し休園日を定めることができます。

(3) 定員

原則として、1 日あたり 9 人以上とします。

(4) 職員配置について

札幌市児童福祉法施行条例（以下「条例」という。）第 182 条第 2 項の規定に準じ、保育する対象児童の年齢及び人数に応じた保育士または保育教諭を保育従事者として配置します。

保育従事者のうち、専従保育従事者の人数は、原則として 2 人を下回ることはできませんが、一時預かりと通常教育・保育の提供が一体的に行われており、一時預かりを行うにあたって、通常教育・保育に従事する職員による支援を受けることができる場合は、専従保育従事者を 1 人とすることができます。

ア 保育従事者について

一時預かりに従事する職員は、原則として常勤職員（正職・臨時の雇用形態は問わず、幼稚園等の就業規則等に規定する常勤職員をいう。以下同じ。）としますが、常勤職員を配置することが困難である場合は、非常勤職員を配置しても差し支えありません。

イ 専従保育従事者について

条例（最低基準）で規定されている必要職員等、施設型給付費上の必要職員、各種加算及びその他補助金で必要な職員等以外の保育従事者を意味します。

専従保育従事者は、事業実施時間において専ら一時預かりに従事することを求めている

ものであり、一時預かりを行っていない時間帯に教育・保育活動を行うことや他の事業に従事することを妨げるものではありません。また、勤務形態（常勤・非常勤の別）を問いません。

専従保育従事者として配置する職員がいない場合は、一時預かりの受け入れ実績があったとしても補助対象となりません。

(5) 保育室について

事業を実施するための専用の部屋を確保して実施することを原則としますが、専用の部屋を確保しなくても事業の実施に支障がない場合には、空きスペースで実施しても差し支えありません。

いずれの場合にも、条例第 181 条の規定に準じた面積・設備の基準を遵守し、専用の部屋を設けない場合には、入所児童と一時預かりの対象児童を併せて基準を満たすよう留意が必要です。

3 利用料について

一時預かりの利用にあたり保護者から徴収する利用料は、下記に定める標準利用料を上限とします。標準利用料を超えて利用料の徴収を行う場合は、補助対象となりません。

児童区分	年齢区分における利用料（※）	備考
就労等による保育児童	満3歳未満：2,000円	保護者の希望により給食を提供する場合は、300円を上限として左記の利用料に加算することができる。
緊急保育児童	満3歳以上：1,200円	
私的理由による保育児童	満3歳未満：2,700円 満3歳以上：1,600円	

※年齢区分は、利用日が基準となります。一時預かりの利用月に児童が満3歳となり、誕生日の前後双方で一時預かりを利用する場合は、利用月の初日（＝同月内で年齢区分を変更しない）を基準としてください。

例）6月15日に満3歳となる児童が一時預かりを利用する場合

- ・6月20日に初めて一時預かりを利用する場合
→6月20日を基準として満3歳以上の利用料を適用してください。
- ・6月10日と6月20日に一時預かりを利用する場合
→6月1日を基準として満3歳未満の利用料を適用してください。

※生活保護世帯や市民税非課税世帯の利用料減免制度は設けておりません。

4 補助金額について

(1) 補助基準額について

補助基準額は、基本分及び特別支援児童加算で構成されます。

ア 基本分

年間延べ利用児童数に応じ、下記のとおりとなります。

年間延べ利用児童数	基準額
300 人未満	札幌市一時預かり事業（幼稚園型）の休日及び長時間加算の単価に年間延べ利用児童数を乗じて得た額を適用
300 人以上 900 人未満	3,024,000 円
900 人以上 1,500 人未満	3,240,000 円
1,500 人以上 2,100 人未満	4,680,000 円
2,100 人以上 2,700 人未満	6,120,000 円
2,700 人以上 3,300 人未満	7,560,000 円
3,300 人以上 3,900 人未満	9,000,000 円
3,900 人以上 4,500 人未満	10,440,000 円
4,500 人以上 5,100 人未満	11,880,000 円
5,100 人以上 5,700 人未満	13,320,000 円
5,700 人以上 6,300 人未満	14,760,000 円
6,300 人以上 6,900 人未満	16,200,000 円
6,900 人以上 7,500 人未満	17,640,000 円
7,500 人以上 8,100 人未満	19,080,000 円
8,100 人以上 8,700 人未満	20,520,000 円
8,700 人以上 9,300 人未満	21,960,000 円
9,300 人以上 9,900 人未満	23,400,000 円
9,900 人以上 10,500 人未満	24,840,000 円
10,500 人以上 11,100 人未満	26,280,000 円
11,100 人以上 11,700 人未満	27,720,000 円
以降省略	

イ 特別支援児童加算

3,600 円（児童 1 人あたり日額）

次の要件を全て満たす施設に対して適用します。

(ア) 障がい児を受け入れる場合

- ①補助申請に対し、保護者の同意を得ていること。
- ②教育上特別な支援を要することについて、下記の証明を得られること。
 - ・身体障がい者手帳
 - ・療育手帳
 - ・特別児童扶養手当障害認定通知書
 - ・障害児通所支援受給者証または障害児通所給付費支給決定通知書
 - ・判定書
- ③特別な支援を要する児童を受け入れる施設において、当該児童が預かり保育を利用した場合に、実施要綱第6条で定める職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置すること。

(イ) 多胎児を受け入れる場合

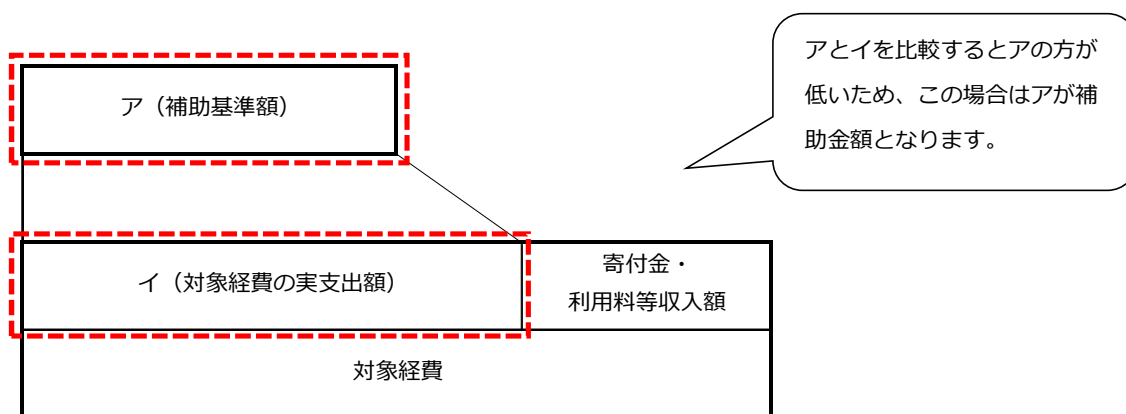
- ①実施要綱第7条で定める設備基準を遵守していること。
- ②実施要綱第5条で定める定員を超えて受け入れていること。
- ③当該児童が一時預かりを利用した場合に、実施要綱第6条で定める職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置すること。

(2) 補助金額について

補助金額は、補助基準額と一時預かりに要した費用から寄附金その他の収入額（利用料等）を差し引いた額（対象経費の実支出額）を比較して少ない方の額を補助します。

ア 補助基準額 = 基本分 + 特別支援児童加算

イ 対象経費の実支出額 = 対象経費（※） - 寄付金・利用料等収入額



※対象経費は、下記の一時預かりの運営に関する経費となります。

- ・保育に従事する者の給与や福利厚生費等の人件費
- ・物品購入費や水道光熱費、各手数料等の事務費
- ・給食費や被服費、保育材料費等の事業費

<参考>

札幌市児童福祉法施行条例（平成26年条例第51号）【抜粋】

（設備）

第 181 条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児及びほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につきそれぞれ 3.3 平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（市長が特に認める場合にあつては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上とし、屋外遊戯場の面積は同号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) （省略）

（職員）

第 182 条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設においては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができる。

- 2 前項の保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「就学前保育等推進法」という。）第 7 条第 1 項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法に基づく幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に 1 日に 4 時間程度利用する幼児（以下この項において「短時間利用児」という。）おおむね 35 人につき 1 人以上、1 日に 8 時間程度利用する幼児（以下この項において「長時間利用児」という。）おおむね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね 35 人につき 1 人以上、長時間利用児おおむね 30 人につき 1 人以上）とする。ただし、一の保育所につき 2 人を下ることはできない。